

世帯や所得計算の考え方

就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。祖父母等で生計や住民票を別にしている、同じ家に住んでいる方は同一世帯とみなします。また、単身赴任などにより、同じ家には住んでいないが、親権者である方も同一世帯に含みます。(離婚後、父母双方が親権者であり、同じ家に住んでいない場合を除きます。)

<例>

【名古屋市内で同居】児童生徒本人・母・祖父・祖母

母：パート（所得 55 万円）

子：児童生徒本人

祖父：正社員（所得 200 万円） ※令和 8 年 3 月 1 日に市外より転入、世帯分離している

祖母：無職（所得 0 円） ※令和 8 年 3 月 1 日に市外より転入、世帯分離している

【別住所にて別居】父

父：正社員（所得 300 万円） ※単身赴任中

■上記〈例〉の世帯および所得計算の考え方

（1）世帯の考え方

- ・単身赴任により、父は別居中であるが子の保護者として養育義務があるため、必ず世帯に含める。
- ・祖父母は生計や住民票を別にしているが、同じ家に住んでいるため世帯に含める。

以上の点より、父、母、子、祖父、祖母を同一世帯とし、5人世帯となります。

（2）所得計算の考え方

- ・各世帯員の所得から 10 万円差し引いた金額の世帯員全員分の合計額と所得基準額を比較する。
- ・母、祖母は所得金額が 580,000 円以下であるため、世帯の所得金額に合計しない。
- ・祖父母は令和 8 年 1 月 1 日時点で名古屋市に居ないため、また、父は子と住所が異なるため、1 月 1 日に住民票がある自治体が発行する総所得金額のわかる証明書をもらう必要がある。

（単位：円）

所得	父	母	祖父	祖母	児童生徒 本人	合計
所得金額	3,000,000	550,000	2,000,000	0	—	5,550,000
	↓ -10 万円		↓ -10 万			
審査に 用いる 所得金額	2,900,000	扶養内のため 0	1,900,000	0	—	4,800,000

以上より、〈例〉の世帯の審査に用いる所得は 480 万円となります。これは 5人世帯の所得基準額の 488 万 6 千円を下回るため、就学援助の認定を受けることができます。



- ・母：パート(所得55万円)
 - ・子：児童生徒本人
 - ・祖父：正社員(所得200万円)
 - ・祖母：無職(所得0円)
- ※祖父母は令和8年3月1日に市外より転入しており、世帯分離している



- ・父：正社員(所得300万円)
- ※現在単身赴任